

◇表 3 包装材の管理基準

禁止物質	管理レベル	用途・使用例	含有閾値	納入禁止時期
・カドミウム ・六価クロム ・鉛 ・水銀	禁止	・意図的添加 ・機器製品の包装材料・包装用部品（段ボール、発泡スチロール、ポリ袋、粘着テープ、乾燥剤、ワイヤーバンド、ステーブルなど）	合計 [※1] 100ppm	即時
	除外	・リコーグループへの部品・材料納入時に使用する包装材、マテハン類	—	—
・フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) ・ブチルベンジルフタレート (BBP) ・ジブチルフタレート (DBP) ・ジイソブチルフタレート (DIBP)	禁止	・可塑化された包装材またはその材料	合計 [※2] 1000ppm	2020/5/1から
ハロゲンを含む構造内に含むポリマー及びハロゲン化合物を添加したポリマー	禁止	・包装プラスチック部品	—	即時
	除外	・包装以外の用途で使用されるプラスチック部品	—	—

2020年4月版

・リコーイメージング株式会社独自の物質リストになります。

※1. 各包装材におけるカドミウム、六価クロム、鉛、水銀の合計濃度が 100ppm を超えないこと。

※2. 可塑化された材料中で DEHP, BBP, DBP, DIBP の合計濃度が 1000ppm を超えないこと。